

論文

第二次世界大戦後の人口移動

連合国の構想にみるヨーロッパとアジアの連関

川喜田敦子

1. はじめに：敗戦国の戦後人口移動

1.1. ドイツ系住民の「追放」

第二次世界大戦でドイツが無条件降伏した後、1945年8月のポツダム協定では、オーダー・ナイセ川以東のドイツ東部領をポーランド・ソ連に割譲すること、ポーランド・チェコスロヴァキア・ハンガリーに残留するドイツ系住民を大量移住させることが定められた。実際にはポツダム協定の締結以前にすでに始まっていたドイツ系住民の移住は¹、ポツダム協定の規定をはるかに超えて東欧全域で実施され、1950年代初頭までに約1200万人が居住地を離れて戦後ドイツの領域内にたどり着いた。恣意的殺害、略奪、虐待、報復、性暴力をとまなう過酷な条件の下で行われた住民移動は、その過程で少なくとも約50～60万人にのぼる犠牲者を出したと考えられている²。この一連の経過はドイツでは「追放」と呼ばれる³。

近年、ドイツ人の「追放」をめぐる研究は大きく進展した。大きな変化のひとつは、この強制移住が、同時期に東欧一帯で展開された住民移動の横の連関のなかで理解されるようになったことである。第二次世界大戦後には、ソ連、ポーランド、チェコスロヴァキア、ハンガリーなどの諸国で複数の住民移動が同時並行的に実行に移された。これによって生じた東欧全域にまたがる民族秩序の再編のなかに位置づけられることで、第二次世界大戦におけるドイツ人の被害の象徴として長らくドイツ中心的な視点から扱われてきた「追放」は、ヨーロッパという地域全体の歴史のなかで理解されるようになりつつある⁴。この議論にまだ不足があるとするれば、それは同時期のアジアへの視点に欠けていることだろう。そのため本論文では、第二次世界大戦後に東欧で生じた住民移動と日本人の引揚げの関係を明らかにすることを課題としたい。

1.2. 「追放」と引揚げ—相違と重なり

ドイツ人の「追放」と日本人の引揚げはともに、第二次

世界大戦の戦後処理の一環として戦勝国の合意の下にとられた措置である。敗戦国の影響力を減殺するために、旧領土、旧勢力圏に居住する敗戦国に帰属する人々が民間人を含めて「本国」とみなされる国へと移住させられた。その意味で両者は、その生起した時期、契機、決定者という点で共通している。この両者は、構想段階では連合国のあいだで同種の措置とみなされ、関連づけて論じられることもあった。1943年3月に米 국무省のアサートン (Ray Atherton) が、イギリス政府の顧問を務める外交官ストラング (William Strang) と意見交換した際に、個人的にはすべてのドイツ人のドイツへの帰国のみならずすべての日本人の極東諸国から日本への帰国に賛成だと述べたのはその一例である⁵。

しかし、両者のあいだの違いは小さくはない。根本的な相違のひとつは、住民移動が行われた地域と本国のあいだの歴史的関係の長さや深さをめぐる違いである。ドイツの場合、割譲された東部領からの移住者が全体の6割弱を占め、領土割譲にともなう強制移住としての側面が強い。しかも強制移住が行われた地域の一部には、中世のいわゆる「東方植民」以来、ドイツ語話者が居住してきた地域が含まれ、その歴史的関係は引き揚げが行われた地域と日本のあいだのそれとは長さも深さも異なっていた。

これに対応して、米国の外交文書では用いられる用語が異なり、日本人の移動には“repatriation”もしくは“return”という言葉が用いられたのに対して、ドイツ人の移動には、主として“population transfer”もしくは“move”という表現が用いられた。しかし、ドイツの場合も、占領関係者、占領地域の産業労働者など、「追放」が行われた地域に開戦後に移住した人々は存在した。これらの人々の移動は、米国の構想のなかでも“repatriation”として把握された⁶。このうちとくに注目すべきは、開戦後、ドイツが占領した地域に国策として移住したドイツ系の人々である。

ドイツは、独ソ秘密議定書での取り決めにしたがってポーランドを侵略・分割した後、併合した地域（東部編入地域）に、東欧・南東欧の各地で民族マイノリティとして

暮らす非ドイツ国籍のドイツ系住民（「民族ドイツ人」）を移住させた。彼らを迎え入れる土地を確保するため、受け入れ先となる地域に居住していたドイツ系以外の住民（ユダヤ人、ポーランド人など）は強制収容所や強制労働に送られた。開戦とほぼ時を同じくして始まり、最終的にはユダヤ人大量殺害にいたるまでに急進化したこの民族移住政策は、今日では、ナチ体制犯罪の中核に関わる政策とみなされている⁷。

民族ドイツ人の植民と非ドイツ系住民の追放による占領・併合地域の「ドイツ化」を前提とした東欧の開発計画は、「東部総合計画」（Generalplan Ost）として知られる。ドイツ民族強化全権委員に任命されたヒムラー（Heinrich Himmler）の下、立案の軸となったマイアー（Konrad Meyer）が1941年6月の独ソ開戦から半年後に立てた計画では、ドイツに編入されたポーランド西部地域に加えて、総督府領および独ソ開戦後に制圧したポーランド東部地域の「ドイツ化」が予定されていた⁸。東部総合計画に携わった専門家らは、自らの計画する植民政策・開発政策の前例として、東アフリカ植民地におけるイタリアの植民政策に関心を示したことで知られるが⁹、ドイツの地理学者、地政学者の間では、満蒙開拓団の入植政策にも一非ヨーロッパ地域としては注目に値する一関心が向けられていた¹⁰。国策としての植民政策とその終焉としての引揚げという流れを考えると、大きく相違する日独の事例のあいだにも部分的に重なりがあることが見えてくる。

この前提を踏まえて、以下では、敗戦国の住民移動をめぐる連合国の構想のなかで、ナチの移住政策とその対象となった民族ドイツ人がどのように位置づけられて議論されたかにとくに着目しながら、ドイツの「追放」と日本の引揚げのあいだにいかなる連関を見ることができるのか、その連関を明らかにすることで20世紀中葉の国家と国民をめぐる観念のどのような問題性が浮かび上がってくるのかを考えたい。

2. 住民移動の決定過程

2.1. ドイツ系住民の「追放」の決定過程

まずは、敗戦国の住民移動をめぐる決定過程について概略を押さえるところから始めよう。ドイツ人の強制移住の決定過程はD・ブランデスの研究に詳しい¹¹。ドイツ系住民の強制移住が計画されるにいたったのは、そもそもは、ポーランドとチェコスロヴァキアのロンдон亡命政府が、第二次世界大戦後に再建される自国の領域からドイツ人を追放する計画を立て、米英ソの三大国に働きかけたことによる。ポーランド亡命政府大統領ラチキエヴィチ（Władysław Raczkiewicz）は、第二次世界大戦開戦後、1939年11月末には、大戦後のポーランド領からドイツ人を国外移住させる

と発言していた¹²。また、チェコスロヴァキア亡命政府大統領ベネシュ（Edvard Beneš）は、ズデーテン・ドイツ人が多く居住する国境地域のドイツへの割譲と、さらなるドイツ系住民の国外退去の構想をミュンヘン会談以前から温めていた¹³。

大戦後の領土からドイツ人を移住させるというポーランド、チェコスロヴァキアの両亡命政府の計画にイギリスが明確な賛意を表明したのは独ソ戦開始後だった。ポーランド東部領をソ連に割譲させる代わりに、ポーランドにはドイツ東部領を与え、その地のドイツ人は強制移住させるという構想が1941年12月にソ連から伝えられた後、イギリスのチャーチル戦時内閣は、42年7月6日、ドイツ系マイノリティの東欧・南東欧からの移住に賛同する決定を行った¹⁴。

ソ連は、独ソ開戦から半年のうちにヴォルガ・ドイツ人に代表されるドイツ系住民75万人をカザフスタンやシベリアに移送して労働動員する措置を取り、後には、ドイツへの協力が疑われたチェチェン人、イングーシ人、バルカル人、クリミアタタール人も予防措置もしくは報復として強制移住の対象になった¹⁵。民族マイノリティの強制移住という発想にすでになじみのあったソ連は、ポーランドからのドイツ系住民の強制移住については41年12月にイギリスに構想を伝え、ズデーテン・ドイツ人の追放についてはチェコスロヴァキアの国内問題であって干渉しないとの立場を42年6月にベネシュに示した¹⁶。

英ソの動きを受けて、ポーランド、チェコスロヴァキアの亡命政府は米国への働きかけを強めた。ポーランド領となることが想定される東プロイセンからのドイツ人の移住について米大統領ローズヴェルト（Franklin Roosevelt）が英外相イーデン（Anthony Eden）に賛同の意を伝えたのは1943年3月だった¹⁷。また、チェコスロヴァキアのズデーテン・ドイツ人の移住については、43年6月にソ連が改めて賛同したことを受けて、訪米中のベネシュがローズヴェルトからこれに同意する旨の発言を引き出した¹⁸。

したがって、1943年11月末にテヘラン会談が始まるまでには、第二次世界大戦後の中東欧の秩序再編が大規模な住民移動をとまなうことについて、米英ソの三大国はいずれも原則として合意していたことになる。テヘラン会談では、カーゾンラインを新たにソ連＝ポーランド国境とすることによって失われる領土を補填するために、ドイツ東部領の一部をポーランドに割譲することについても三大国間に合意が成立した¹⁹。その後、ヤルタ会談、ポツダム会談にて、ポーランドに割譲されるドイツ東部領の範囲とドイツ人の強制移住の規模をめぐって三大国のあいだで交渉がなされた後、45年8月のポツダム協定でドイツ系住民の移住措置が公式に言及されることになった。

2.2. 日本人の引揚げをめぐる構想

日本人の引揚げをめぐる連合国の動きについては、米国防務省内の対外経済政策委員会（テラー委員会）の移民再定住特別委員会（SCMR）の活動をはじめとして、米国の構想についてL・ワットが跡づけたことで、ヨーロッパの事例との関連が検討しやすくなった²⁰。

戦後に発生すると予想される人口移動をめぐる検討が米国で始まったのは、東欧におけるドイツ人の強制移住に合意する立場をローズヴェルトが明らかにした直後だった。1943年6月下旬に設置されたSCMRでは、ヨーロッパにおける人口移動について優先的に検討された後、同年9月の第6回会議にて、アジアについても同様の資料を作成するようにとの指示が出され²¹、台湾、南洋委任統治領、フィリピン、日本、朝鮮、蘭領東インドの各地に関する提言がまとめられた。この資料が戦後計画委員会に送られ、米国の基本方針となった²²。

在外日本人の扱いについて政策提言にあたった部署としてワットがもうひとつ注目しているのは、「部局間国と地域委員会」（CAC）のひとつとして1943年9月に設置された「部局間極東地域委員会」（IDACFE）である。SCMRにも関与したヒルドリング少将（John Henry Hildring）、ペンズ大尉（H. L. Pence）の両名が米国防務次官補ダン（James C. Dunn）に44年春に2度にわたって送付した日本占領に関する質問状²³に対してIDACFEが回答を作成し、それが44年5月にペンズに送付された。この回答が送られた段階では、米国は台湾からの大多数の日本人の帰還と、南洋委任統治領からの一定程度の帰還を見込んでいたが、台湾からの引揚げについて中国の意志は確認していなかったため、これらの地域に在住する「日本人民間人に対する戦後の扱いをめぐる決定の自由を拘束するような行動をとらないように」との指示がペンズに与えられた²⁴。

大戦末期には米国の対日政策は、国務・陸軍・海軍調整委員会（SWNCC）に置かれた極東小委員会（SFC）が作成した文書が統合参謀本部の了解を得たうえでSWNCC文書として決定され、それが米国の公式の対日政策となるというかたちで策定されていた²⁵。1944年12月に統合参謀本部統合戦後委員会のストロング少将（George V. Strong）が米国防務次官グルー（Joseph Clark Grew）に送った覚書に、同委員会がまとめた戦後対日構想案が添付されている²⁶。そこでは、日本の全軍の構成者と民間の支援者を、日本占領下の中国、樺太、朝鮮、千島、北海道、台湾・澎湖諸島、仏領インドシナ、タイ、ビルマ、イギリス領マラヤ、オランダ領東インド、フィリピン諸島、南洋委任統治領および、上記以外の北緯30度以南の全ての陸海域から立ち退かせることとならんで、当該の領域から日本の民間人も立ち退かせることが考慮されていた。ただし、このうち民間人の立ち退きについては、1945年2月7日に極東小委員

会から出された報告書に添付された修正版では記述が削除された²⁷。

この後、米国からの文書で在留日本人の引揚げについて公式に言及されるのは1945年10月2日のSCAPIN 89であり²⁸、これを受けてさらに10月16日にSCAPIN 148が出された²⁹。地域別に見ると、たとえば朝鮮半島については、同月13日にSWNCC 176/8として承認された朝鮮初期基本指令で、民間人も含めた日本人の日本への帰還について詳細な言及がなされることになった³⁰。

3. 住民移動の構想枠組とその変化

3.1. 構想の初期段階：モデルとしてのギリシア＝トルコ間の住民交換

第二次世界大戦後に再建される領土からドイツ人を退去させることを強く希望して働きかけたのは、後に「追放」を執行することになるポーランド、チェコスロヴァキア両国の亡命政府だった。米英ソがこれに同意したのは、住民移動によって東欧の民族問題を解決することの有効性と必要性を認めたためだった。この認識の背後には、戦間期のヨーロッパで、国民国家を創出するために国内に居住する民族マイノリティを国外に移動させることが民族問題を解決する有効な手段として広く認められるようになっていたという事情があった。バルカン戦争後のブルガリア＝オスマン帝国間の住民交換にはじまる20世紀ヨーロッパの住民移動の歴史のなかでも、ローザンヌ会議で結ばれた協定に基づいて1920年代にギリシア＝トルコ間で実施された住民交換を連合国が最大の成功例とみなし、ドイツ系住民の移動を構想する際に繰り返し引き合いに出したことは、多くの史料から確認できる。

たとえば、イギリスで1942年7月6日にチャーチル戦時内閣が東欧からのドイツ系マイノリティの移住に賛同する決定を行った際、この決定の土台となった同年7月2日の外相イーデンの覚書では「成功した住民交換」の事例としてギリシア＝トルコ間の住民交換が挙げられた³¹。43年3月、東プロイセンからのドイツ系住民の移住にローズヴェルトが賛同した際の発言でも、第一次世界大戦後に行われたギリシア＝トルコ間の住民交換にならうとの旨の言及があった³²。また、チャーチルは44年12月の下院演説でギリシア＝トルコ間の住民交換の例を引いてドイツ系住民の移住を正当化し³³、45年2月のヤルタ会談の席上でもギリシア＝トルコ間の住民交換は「大いなる成功」だったと述べた³⁴。

第二次世界大戦後、イタリア、ルーマニア、ハンガリー等の旧枢軸国に対するパリ講和会議（1946年）の席上で、チェコスロヴァキアが国内のハンガリー系マイノリティの追放を希望し、賛否に分かれて議論になった際にも、双方

の側がギリシア＝トルコ間の住民交換の前例を引き合いに出しつつハンガリー系マイノリティの追放の是非を論じた。第二次世界大戦後の東欧における民族秩序の再編を構想する際、ドイツ人の強制移住に限らず、ギリシア＝トルコ間の住民交換が重要なモデルになっていたことが分かる。

住民移動の構想にあたり、このモデルが適用されたのは、東欧の住民移動だけではなかった。先に触れた1944年5月のペンスに対するIDACFEの回答では、在留日本人に関する米国の全体方針が決定されていないなか、現地の日系人の隔離が軍事的に必要とされる場合には、ギリシア＝トルコ間の住民交換を参考にしようとする言及があり、この経験について情報を集めるよう指示が出された。このことは、米国が、日本植民地・委任統治領における在留日本人の扱いを、ドイツ人の強制移住と同じくギリシア＝トルコ間の住民交換の先例に連なるものとして位置づけようとしたことを示している³⁵。

3.2. 計画の具体化：ディスプレースト・パーソンへの対応

しかし、戦後人口移動が、戦局の変化とともに構想から実施を見据えた局面へと進んでいくにしたがって、住民交換に立脚した人口移動のモデルは一少なくとも米国の議論では一いつたん後景に退くことになった。ワットも指摘するように、1943年6月に開催されたSCMRの初回会議では、長期的な目標として住民移動、短期的な目標として戦争捕虜・強制労働従事者・難民等の帰国が課題として想定されていた³⁶。しかし、計画が具体化していくなかで、SCMRの議論の重点は後者に移動していった。SCMRは、戦争に関連して戦前の居住地から移動した人々をすべてディスプレースト・パーソン（DP）として区分し、それを元の居住地に戻すという枠組で移動させるべき対象を把握した。移動の対象とみなされたのは敗戦国の国民だけではなく、むしろ連合国側の国民の帰国が重要な目的だった。大戦終結直後に移動が必要になる人々としてSCMRが視野に入れていた戦争捕虜、強制労働従事者、強制収容所の生存者、疎開者、植民者などの多様な集団を合わせれば、全体で800万から1000万人の規模になることが予想された³⁷。

SCMRの初期の関心は地域的にはヨーロッパに置かれた。最大数のディスプレースト・パーソンを国内外に抱えるドイツを意識しながら構想がはじまり、ヨーロッパ戦線で解放が近づくイタリア、ギリシアを手始めに、ノルウェー、ユーゴスラヴィアなどについて、順次、国別に報告と提言がまとめられ、続いてアジアについても検討が進んでいった。大戦後に生じると予想される戦争捕虜・強制労働従事者らの帰国に加えて、そのうえさらに民族秩序を再編するような大規模な人の流れを統制することは困難と考えられたため、長期的目標として設定されていた民族マ

イノリティの移動は検討が進むにしたがってSCMRの視野から外れ、具体的な計画のなかで取り上げられることはなかった³⁸。

長期居住者を含めた住民移動の構想が復活してくるのは1944年12月以降のことだった。戦後計画委員会の求めに応じて部局間国と地域委員会（CAC）がチェコスロヴァキア、ポーランド、ルーマニア、ユーゴスラヴィアにおけるドイツ系およびハンガリー系マイノリティの扱いについて検討し、SWNCCに提言を送付した³⁹。ここでは、SCMRで作られた議論の枠組みを引き継ぎつつ、SCMRが検討しきれなかった長期目標としての住民移動が改めて取り上げられることになった。

4. 米国の構想とその特徴—日独の事例の位置づけを視野に

4.1. ディスプレースト・パーソンの「帰国」：植民者への対応を中心に

構想から実施に向かうこの流れのなかで、米国による敗戦国の戦後人口移動の構想にはどのような特徴があったのか。それを以下に三つの観点から見ていきたい。

まず注目したいのは、構想が具体化するなかでSCMRの計画の中心となったディスプレースト・パーソンである。SCMRの構想では、開戦後に移住した「一時居住者」とそれ以前から居住する「長期居住者」（民族マイノリティ）を分け、一時居住者を移動させるための計画立案が優先された。一時居住者に分類された集団の重要な一角を形成したのが国策による植民者だった。ドイツの場合、民族ドイツ人の移住政策は第二次世界大戦の開戦とほぼ同時に開始された。一時居住者とみなされるかどうかの判断は開戦が基準点となったため、ナチの民族移住政策によって東欧の占領地域に移住した民族ドイツ人は、SCMRの議論では一時居住者の枠に入れられた⁴⁰。日本の場合にはドイツほどは明確に区別されなかったが、朝鮮半島であれば1930年頃を基準とし、移住の時期がそれ以前であるか以後であるかによって、帰国させる集団と帰国を希望しない場合に残留を認める集団に分けられた⁴¹。国策による植民政策によって開戦後に領土外に移住した人々は、日独いずれのケースにおいても、帰国が前提とされる一時居住者に区分されたという点で共通していたと言える。

日独の植民者の扱いに違いが生じたとすれば、その原因は、彼らをどこに帰国させるかという点で、東欧ではアジアよりもはるかに状況が複雑だったことにあった。すなわち、日本の植民者は一少数の例外を除き一日本国籍者が日本国内から移住したケースだった。これについては戦後の日本の領土内に帰還させるという方針は明確だった。これに対して、元の居住地が戦後ドイツの国境外にあった民族ドイツ人の場合、どこを本来の居住地とみなして「帰国」

させるかは難しい問題だった。

米国にとって最も優先度が高いのは、連合国側のディスプレイスト・パーソンズの帰国だった。ナチの民族移住政策によって玉突きの移住が行われた東欧では、ドイツに強制連行された連合国側のディスプレイスト・パーソンズが帰国する空間を確保するため、そこに植民した民族ドイツ人を動かす必要があった。米国はディスプレイスト・パーソンズの本来の居住地を民族的帰属だけで判断したわけではなく、民族ドイツ人が旧国籍を回復し、戦前の居住国に帰国することも想定されていた⁴²。しかし、元の居住国でどのように扱われるかを考えれば、対独協力した人々は戻りたがらない可能性があった⁴³。移住先としてはドイツも想定できたが、元の居住地ではないドイツに「帰国」させることになった場合、占領国にとって受け入れは大きな負担であり、無条件に受け入れることは躊躇われた。ドイツの受け入れ能力を考えて、たとえばチェコスロヴァキアの場合には住民交換の必要性もSCMRでは議論された⁴⁴。他方、枢軸国間で住民移動が重層化したケースとしては、イタリア＝ドイツ間の二国間協定に基づいてドイツ系住民が国外移住した後、イタリア南部からイタリア人を植民させる政策がとられた南ティロールがある。米国の分類からするとこのイタリア人植民者もディスプレイスト・パーソンズに含まれた。ここでは、南ティロールがイタリアとドイツ・オーストリアのいずれに帰属することになるかによって、イタリア人入植者を残すのかドイツ系住民を帰還させるのかが決まるというのがSCMRの見解だった⁴⁵。

ナチの民族移住政策の枠内で移住した民族ドイツ人は、東欧諸国から見れば、侵略とともに植民してきたディスプレイスト・パーソンズだが、ドイツ本国から占領地域に移住した占領関係者や産業労働者と同列には論じられないところも確かにあり、CACの議論では、これらの人々は一時期居住者と長期居住者の中間的存在として位置づけられた⁴⁶。ナチの民族移住政策による植民者の存在が、戦後の東欧における秩序再編構想を複雑にしたことが分かる。

4.2. 長期居住者の移動：領土割譲と民族秩序再編

長期居住者の移住をめぐる米国の立場についても見ておきたい。構想段階における米国の議論から読みとれる原則を整理するならば、第一に、戦争によって本来の居住地から移動させられたとみなされるディスプレイスト・パーソンズについては帰国を前提とした計画が立てられたのに対して、開戦以前からの居住者については移動を強制することは考えられていなかったということが言える。米国は、全住民の無差別な強制移住には反対する立場を原則として取りつけ、長期居住者には移動における自由意思を担保しようとした。ポーランドに割譲される地域からのドイツ人の移住をめぐる、自由意志による移動は可能かとテヘラ

ン会談でローズヴェルトがスターリンに尋ねる一幕があったのは、米国のこの姿勢を示す一例といえよう⁴⁷。東アフリカ植民地からのイタリア人の引揚げについても同様だった。SCMRの報告では、イタリアからの支援なしに生活を維持することは困難であること、イタリア人の帰国がエチオピア政府の意向であることに鑑みて、部分的には引揚げが必要になるだろうとの見通しが示されたが、強制的な引揚げを絶対の前提とする議論ではなかった⁴⁸。日本人の引揚げについても、1944年5月のペンスへの指令では、委任統治領と台湾に居住する民間人が日本への帰国を希望しない場合には移住を強制しないとされた⁴⁹。SCMRがアジアについて作成した一連の報告でも、朝鮮半島であれば1930年頃よりも前、委任統治領・フィリピンであれば開戦前から居住していた住民が残留を希望した場合、それらの住民に帰国を強制することは想定されていなかった⁵⁰。ワットによれば、45年8月に米国戦略情報局（OSS）の研究分析部門で作成された在留日本人に関する報告でも、朝鮮半島や台湾に日本人が残留する可能性が検討されていたという⁵¹。戦争終結直前まで残留の可能性が検討されていたことは興味深い。

第二に、長期移住者の移動における自由意思の尊重は、領土変更の性格と強く関連していた。米国は、国境は民族の居住実態に合わせて引かれるべきだと考えていた。これに関連して、ルーマニアにおけるハンガリー系マイノリティをめぐる構想で目を引くのは、マイノリティ集団全体を包含する強制移住の実施をCACが推奨したことである⁵²。20世紀前半のヨーロッパで締結された住民移動をめぐる協定のうちで、強制性をともなうことが協定に明記されたのは、ギリシア＝トルコ間の住民交換のほかには、1940年9月に締結されたブルガリア＝ルーマニア間の住民交換だけだった⁵³。その他はすべて一実効性は別として一対象となる住民に移住するか否かを選択する余地が残された。それを考えると、ここで強制移住が推奨されたことは特殊である。民族問題の解決が地域の安定につながると判断される時には、米国が住民移動の有効性を認めていたことを示す事例と言えよう。逆に、東欧各地のドイツ系マイノリティの移動については、基準を設けて対象者を選別し、選択的に行うことが推奨された。これは、ドイツの国境変更が純粹に民族問題を解決するための措置とは認識されていなかったことを反映している。CACの報告が作成された1944年末の段階では、オーダー・ナイセ線をドイツ＝ポーランド間の国境とすることを希望するソ連・ポーランドとそれに反対する米英のあいだで交渉が決着していなかった。民族の居住実態ではなく権力政治の力学によって領土が決まり、国境に居住実態を合わせるべく大規模な住民移動が生じることを米国が危惧していたことはCACの報告からも見て取れる⁵⁴。

第三に、執行国が自国の判断で一方的にマイノリティを追放するのではなく、実施前に関係国間で合意が結ばれる必要があることは、すべての地域のすべての住民移動について米国が求めた前提条件だった。たとえば、チェコスロヴァキアからのハンガリー系住民の追放をめぐるパリ講和会議での議論では、ハンガリー系マイノリティの追放を求めるチェコスロヴァキアに対して、米国はイギリスと結んで反対した。米英の後ろ盾を得たハンガリーの主張が通り、ハンガリー系住民の追放は講和条約には書き入れられなかったが、これは住民交換そのものに対する米英の反対姿勢を示すものではない。パリ講和会議の議論のなかで、米英はともに民族的に同質な国家の創設という理念には共感を示した。米国が反対したのは、チェコスロヴァキアがハンガリー系マイノリティを一方的に追放しようとしたことに対してだった。米国は、両国の相互合意という点でギリシア＝トルコ間の住民交換の例にならうべきだとしてチェコスロヴァキアに反論した⁵⁵。関係国双方の合意に基づく二国間協定が住民移動の前提とされたのはCACの報告でも同じだった。先に挙げたルーマニア＝ハンガリー間の強制移住についても、実施する場合には事前に両国が合意することが必要だとされた⁵⁶。

第四に、長期移住者の移住への対応として、受け入れ国の受け入れ能力を重視したのも米国の特徴のひとつだった。受け入れの規模が占領国の負担に直結するドイツの場合、占領下ドイツの受け入れ能力に鑑みて住民移動の規模を抑制すべく、ソ連との交渉において、米英が過大な領土割譲に反対したことが知られている⁵⁷。また、受け入れ能力に著しく欠けると判断されたハンガリーの場合、ハンガリー系マイノリティを受け入れる前提として、米国は、周辺諸国からハンガリーへの領土割譲を検討した。ルーマニア＝ハンガリー間の場合には、相応の領土をルーマニアが割譲することを住民交換の前提とする議論がCACの報告で検討され、チェコスロヴァキアのハンガリー系マイノリティの扱いをめぐるパリ講和会議での交渉でも、住民移動をハンガリーへの領土割譲と組み合わせることが検討された⁵⁸。

4.3. 秩序ある移住の理想

これらの条件から分かるのは、米国が秩序だった人道的な住民移動の実施を重視したことである。この点では、同時期に進んでいたナチ体制下の民族移住政策が連合国にとっていかに反モデルとして機能したのかを見ておく必要がある。

ナチの民族移住政策については、米 국무省の戦後対外政策諮問委員会の法務特別小委員会が1943年4月に詳細な報告を作成しており、米国がこの問題に関心をもっていたことが分かる⁵⁹。この報告の関心はナチが推進した民族ドイツ人の帰還政策に向けられており、占領地域でのユダヤ人

の移送、ポーランド人の強制労働についての言及は少ない。この報告では、民族ドイツ人の帰還は東欧の民族問題を複雑化させるだけだと結論づけられており、政策としての有効性が疑問視されていたが、違法性については論じられなかった。

しかし、無論、非ドイツ系住民に対するナチ・ドイツの非道な扱いが問題視されていなかったわけではない。1942年7月の英外相イーデンの覚書は、東欧におけるドイツ人の移住はナチ・ドイツの移住政策、ソ連の移住政策に匹敵する規模になると指摘しつつ、この二つの事例を「移住の対象となる住民への配慮を欠く」として断罪し、「秩序だった平和な方法」での移住措置が必要だと述べた⁶⁰。ポツダム会談でもチャーチルは、占領下のドイツにとって受け入れ可能な範囲を上回る人間が東部から流入して食料が不足すれば、「ドイツの強制収容所をさらに大規模にしたかのような状況」に直面することになるとして、強制移住の規模を縮小するようにスターリンに求めた⁶¹。米国の場合、1944年5月のペンスへの回答に、「ドイツで行われている大量移住は、強制労働、地域経済の変更、人種の嫌悪の発露を目的としている」との言及があり、それとは異なり、日本の民間人をハーグ陸戦規定に則って扱うようにとの指令が出された⁶²。軍事目的での民間人の隔離・収容が国際法に反する可能性があることが認識されていたため、国際法違反の謗りを受けた場合に、不適切と考えられるナチ・ドイツの政策とは動機が異なることを示すことで抗弁しようとしたという事情がこの背景にはあった⁶³。CACの報告でも、長期居住者の移動においては、受け入れ側の能力に応じた規模とタイミング、占領国と執行国のあいだの合意が必要とされることに加えて、国際監視の下で秩序立った移住が行われる必要があると論じられた。

こうした認識と議論を反映して、ドイツ人の強制移住について定めたポツダム協定（第13条）と、民間人を含む全ての日本人の朝鮮半島からの引揚げに初めて言及したSWNCC 176/8はともに、移住は「秩序だった人道的な方法で行われるべきである」という同一の文言を含むことになった⁶⁴。また、事前に危惧されたとおり、戦闘行為が終了した後、東欧各地では報復の色彩の濃いいわゆる「野蛮な追放」が始まっていたため、これに対してポツダム協定13条には、チェコスロヴァキア、ポーランド、ハンガリーの暫定政府にそうした行為の停止を求め、占領下ドイツの受け入れ状況を見極めたうえで今後の移動の時期と速度を想定する報告書の提出を待つとも記された⁶⁵。SWNCC 176/8にも、日本人の送還は日本の受け入れ状況の整備に応じてその速度を決定するようにとの米太平洋陸軍総司令官マッカーサーに対する指令が含まれた⁶⁶。これも秩序ある受け入れを可能にするための方針と見ることができる。

5. おわりに

5.1. 日独の事例の接点：長期的視点の確保に向けて

本論文では、戦後人口移動をめぐる連合国の構想について、とくに米国の計画に着目しながら論じてきた。戦後秩序とそれを実現するための人の移動をめぐる米国の構想を整理することから分かるのは、想定されていた人の移動の複合性である。国境外に居住する敗戦国の住民の取り扱いについては、ディスポレイスト・パーソンへの対応という形で検討が進んだ。米国は、国境外に存在する国籍者をディスポレイスト・パーソンとして把握し、開戦前から現地に居住し、居住の意志が尊重されるべき存在としての長期居住者（民族マイノリティ）と、開戦後に現地に移住し、可及的速やかに帰国すべき存在として位置づけられる一時居住者に区分した。米国の短期的な計画の対象は、開戦後に移動した集団にまずは集約されていった。

ここにおいて、日本とドイツが国策として国際法上認められた国境外の地域に植民させた移住者は、ディスポレイスト・パーソンのなかでも優先的に帰国させられるべき一時居住者の扱いで本国に戻されることになった。1930年代から大戦期にかけての勢力圏拡大と植民政策を軸とする地域開発、敗戦によるその崩壊と植民者の帰還という流れを考えたときに、ドイツ人の「追放」は一歴史的背景と文脈の大きな相違のなかにも一その一部において日本の引揚げと重なる側面を含んでいたとすることができる。ただし、日本人植民者の大多数は一時居住者だが、民族ドイツ人の植民者は一時居住者であると同時に民族マイノリティとしての性格を有しており、二つのカテゴリーの中間に位置する存在だった。その意味で、ドイツにおける人口移動のほうが日本よりも複雑な性格を有していたとも言える。

大戦後、西ドイツでは、ナチによる加害行為を相対化する過去として保守派は「追放」の経験を領土回復要求と結びつけて強調し、リベラル勢力は逆にこのテーマを忌避する傾向があった。日本では引揚げというテーマは西ドイツほど政治化することはなかったが、被害体験としては原爆の陰に隠れつつも戦後の苦労体験のひとつに数えられ、結果として、戦後ドイツと似通った語りのパターンが作りだされた。その大きな特徴のひとつは、個人の苦労体験が、先行する歴史的な文脈—ドイツであればナチ体制下の民族移住政策とその急進化であり、日本であれば植民地支配と侵略—から切り離され、戦後の苦労体験の一部としてのみ国民に共有されたことである。近年、ナチの民族移住政策と「追放」の関連を考えることでドイツはこの語りを乗り越えつつある。引揚げの構想段階における移住者のカテゴリーが移住の性質と不可分であったことを考えれば、日本の事例についても前史を含めた長期的な視点を確保する必要があるが見えてこよう。

5.2. 国民国家イデオロギーと住民移動の時代

20世紀中葉には、領土内における住民の構成を単一化することが必要かつ有効と考えられており、それを実現するために居住者を動かすことについて広い合意が存在した。本稿で確認したように、国外居住者を国内に戻すという枠組で戦後人口移動を計画し、地域秩序を安定させるために国境線と民族の居住圏をできる限り一致させようとした米国の発想は明らかにこの時代の文脈のなかにある。しかし同じことは、ドイツ系住民の国外退去を提案したポーランド、チェコスロヴァキアの亡命政府、それに対して米国に先んじて合意を与えた英ソについても指摘できる。とくに、ポーランド・チェコスロヴァキアは、第二次世界大戦後、ソ連やハンガリーとの間でも住民交換を実施した。これらの諸国がこぞって参照したギリシア＝トルコ間の住民交換というモデルと、それを通じて語られる国民国家原理への信頼と共感がなければ、戦後処理と領土変更にとまってこれだけの規模の移住措置が計画・実施されることはなかった。その意味で、第二次世界大戦後の住民移動はアジアの事例も含めて、20世紀ヨーロッパの住民移動の縦の歴史のなかで理解されるべきものとしてある。

戦後人口移動が構想されるなかで、第二次世界大戦期には、モデルとしてのギリシア＝トルコ間の住民交換と反モデルとしてのナチの民族移住政策を両極として、正当な住民移動と不当な住民移動の弁別が進んだ。すなわち、住民移動への幅広い合意のなかにも方法には制約がつけられ、とくに米英においては、関係国の相互合意に基づく事前の協定、当事者の自由意思の尊重、実施における秩序と人道性といった条件が事前の議論や交渉のなかで繰り返し言及された。ただし、正当な住民移動として引き合いに出されたギリシア＝トルコ間の住民交換は、確かに二国間協定で取り決められたものではあったが、協定には一米国が無条件でよしとしたわけではない—強制性を伴う移住であることが明記されていた（第1条）うえに⁶⁷、ギリシア＝トルコ戦争の過程で小アジアのギリシア人の大半が逃亡したという意味で実態としての住民移動が住民交換協定に先行しており、移動の条件も苛酷だった。掲げられた住民移動の理想と、歴史的事実としてのギリシア＝トルコ間の住民交換の実態のあいだには見過ごしえない乖離があった⁶⁸。その意味で、ギリシア＝トルコ間の住民交換は、実施における実質的な指針というよりは、民族的に同質な国家の創設という理念、その国境内に人間を移動させるという行為の正しさへの確信、その実施にあたり正当な方法がとられる必要性などを含意した、正当な住民移動の理想を表すアイコンとして機能したと見るべきなのだろう。他方、ナチの住民移動については、第二次世界大戦終結後に行われたニュルンベルク継続裁判で、占領下で行われた強制移住が取り上げられた⁶⁹。さらに1949年のジュネーヴ条約第四条約

(戦時における民間人の保護) 第49条では、個人または集団を占領地域から強制移送すること、追放することは理由を問わず禁止された⁷⁰。ナチの民族移住政策を断罪し、そこから距離をとろうとする大戦中の動きは、これをもって国際法上も明確に規定されることになった。

大戦中に形をとりはじめた正当な住民移動の理想は、敗戦国の住民移動をめぐる規定のなかでともに明文化されるにいたった。しかし、「追放」においても引揚げにおいても、それまでに行われた多くの住民移動と同じく、連合国—とくに米国—の構想段階では存在していた相互性、自由意思、秩序と人道性という原則を実施局面において担保することはできなかった。自由意思による残留という選択肢が長く検討されたにもかかわらず、共生が不可能になる状況がなぜ生まれたのか。秩序と人道性をともなう住民移動はなぜ実現しなかったのか。これは、そもそも民族的に同質な国家という価値がその裏面においていかに排除の論理を構築するか、構築された他者排除の感情を制御することがいかに困難か、植民地化も征服も含めて他者による支配がいかに民族的感情を刺激し、戦争がいかに共存できないほどに人が憎みあうレトリックを広げ、対立がたやすく暴力に転化する状況を生み出すかを教えていると言ってよいだろう。しかしながら、構想局面の理想と実施局面の現実の大きな乖離を考えるうえでは、米国内の各部署間の調整、連合国と現地勢力の調整、ソ連側の論理など、実施において大きな影響を及ぼした諸要素に注目して実証的に検証する必要がある。本稿は構想局面に限定して議論したが、実施局面については稿を改めて検討することにしたい。

¹ ドイツ東部からの住民の大規模な避難は、1944年末、赤軍の侵攻とともに始まった。迫りくる戦線から逃れようとして、住民は馬車や徒歩で列をなして西に向かった。移動の途中、赤軍に追いつかれて略奪や暴行を受けたり、強姦、殺害される者も多数生じた。

² Haar, Ingo, Die deutschen ›Vertreibungsverluste‹, in: Rainer Mackensen et al. (Hrsg.), *Ursprünge, Arten und Folgen des Konstrukts „Bevölkerung“ vor, im und nach dem „Dritten Reich“*, Wiesbaden: Verlag für Sozialwissenschaften, 2009, S. 377-379.

³ Bundesministerium für Vertriebene (Hrsg.), *Dokumentation der Vertreibung der Deutschen aus Ost-Mitteleuropa*, 5 Bände, Unveränderter Nachdruck der Ausgabe von 1954, München: Deutscher Taschenbuch-Verlag, 1984. この全経過を総称する中立的な概念としては、本論文では「住民移動」もしくは「強制移住」という語をあてる。ドイツで使われる「追放」という語については、ポツダム協定以前の自然発生的で暴力的な追放行為を指す語としてはある程度認められているが、それ以外の時期にこの語を用いることには批判も多い点を考慮し、かぎ括弧に入れて使用する。

⁴ Sienkiewicz, Witold / Hryciuk, Grzegorz (Hrsg.), *Zwangsumsiedlung, Flucht und Vertreibung 1939-1959*, Bonn: Bundeszentrale für politische Bildung, 2009; Bingen, Dieter et al. (Hrsg.), *Vertreibungen europäisch*

erinnern?, Wiesbaden: Harrassowitz Verlag, 2003.

⁵ Brandes, Detlef, *Großbritannien und seine osteuropäischen Alliierten 1939-1943*, München: Oldenbourg Wissenschaftsverlag, 1988, S. 116.

⁶ *Post World War II Foreign Policy Planning, State Department Records of Harley A. Notter, 1939-1945* (以下、NFと表記), 483-13, S. 3-4.

⁷ アリー、ゲッツ『最終解決』山本尤・三島憲一訳(法政大学出版会1998)。

⁸ Wagner, Patrick, Die Erschaffung eines „deutschen Volkes“ durch Siedlung und Massenmord. Der „Generalplan Ost“ im Kontext akademischer Volksforschung, Vortrag in Tokyo am 19. März 2008.

⁹ Bernhard, Patrick, Die »Kolonialachse«. Die NS-Staat und Italienisch-Afrika 1935 bis 1943, in: Lutz Klinkhammer / Amedeo Osti Guerrazzi / Thomas Schlemmer (Hrsg.), *Die „Achse“ im Krieg*, Paderborn; München; Wien; Zürich: Schöningh, 2010, S. 147-175, hier bes. S. 158.

¹⁰ マイアーが編集に携わった『空間研究と空間計画』誌では、第4巻3/4号の「外国」の項目のなかで、満州における日本の植民政政策が1ページを割いて紹介された。日本に関する情報の取り扱いとしては破格の大きさであり、日本関係のトピックのなかではこの問題への関心が相対的に高かったことが分かる。Vgl. *Japanische Siedlung in Mandschurei*, in: *Raumforschung und Raumordnung*, 1940, Heft 3/4, S. 214. そのほか、日本の植民政政策について扱った報告、論文としては、Johann Newel, *Japanische Siedlungspläne in der Mandschurei*, in: *Internationale Agrarrundschau*, 1939/3, S. 17-24; Martin Schwind, *Schwierigkeiten und Erfolge japanischer Kolonisation in Mandschuko*, in: *Geographische Zeitschrift*, 46. Jg (1940), H. 2, S. 41-56がある。また、朝鮮半島における日本の植民政政策を論じたものとしては、地理学者ラウテンザッハ(Hermann Lautensach)が「Das japanische Bevölkerungselement in Korea」, *Geographische Anzeiger*, Bd. 43 (1942), S. 371-375をはじめとする論文を出し、後に著書にまとめている。

¹¹ Brandes, Detlef, *Der Weg zur Vertreibung 1938-1945*, 2. überarbeitete und erweiterte Auflage, München: Oldenbourg, 2005.

¹² Ibid., S. 57-62.

¹³ Ibid., S. 101-102.

¹⁴ The National Archives, The Cabinet Papers, 65/27, “War Cabinet Conclusions”, WP (42) 86, 6 July 1942, S. 120.

¹⁵ Gur’janov, Aleksandr, Überblick über die Deportation der Bevölkerung in der UdSSR in den Jahren 1930-1950, in: Bingen / Borodziej / Troebst (Hrsg.), *op. cit.*, S. 140-141.

¹⁶ Novotny, Lukas, *Vergangenheitsdiskurse zwischen Deutschen und Tschechen*, Baden-Baden: Nomos, 2009, S. 97-102.

¹⁷ Memorandum by Mr. Harry L. Hopkins, Special Assistant to President Roosevelt, in: *FRUS, 1943, The British Commonwealth, Eastern Europe, the Far East*, Volume III, S. 13-18, hier bes. S. 15.

¹⁸ Brandes, Detlef, *Großbritannien und seine osteuropäischen Alliierten 1939-1943*, S. 398-399.

¹⁹ Tripartite political meeting, December 1, 1943, Bohlen Minutes, in: *FRUS, 1943, The Conferences at Cairo and Tehran*, S. 596-604, hier bes. S. 603-604.

²⁰ Watt, Lori, The “Disposition of Japanese Civilians”. American Wartime Planning for the Colonial Japanese, in: *Diplomatic History*, 41 (2), 2017, S. 392-414.

²¹ NF 483-6, S. 5. Cf. Watt, *op. cit.*, S. 400.

²² NF 483-15, S. 2.

²³ Japan: military government planning, correspondence from J. H. Hilldring and H. L. Pence to James C. Dunn (1944/ 2/18), NF, 1411-PWC-106.

²⁴ The Adviser on Liberated Areas for the Far East (Moffat) to Caption

H.L. Pence of the Occupied Areas Section, Navy Department, in: *FRUS, 1944, The Near East, South Asia, and Africa, the Far East*, Volume V, S. 1242-1246; Japan: Mandated Islands and Formosa: Segregation of Japanese Civilians, NF, 1411-PWC-198, S. 2. Cf. Watt, *op. cit.*, S. 405.

²⁵ 宮崎章「アメリカの対朝鮮政策 1941-1945」『史苑』41 (2) (1982) 51-91 頁、とくに 66 頁参照。

²⁶ Memorandum by Major General George V. Strong, Joint Post-War Committee of the Joint Chiefs of Staff, to the Under Secretary of State (Grew), 28 December, 1944, in: *FRUS, The British Commonwealth, the Far East* (1945), Volume IV, S. 498-500, hier bes. S. 499-500.

²⁷ Report by the State-War-Navy Coordinating Committee's Subcommittee for the Pacific and Far East, SWNCC 21, 7 February, 1945, Appendix "E", General Order, in: *FRUS, The British Commonwealth, the Far East* (1945), Volume IV, S. 521-529, hier bes. S. 528-529.

²⁸ SCAPIN 89, October 2, 1945, Repatriation of Japanese Nationals, 『GHQ 指令総集成』第 2 巻、138 頁所収。

²⁹ SCAPIN 148, October 16, 1945, Policies Governing Repatriation of Japanese Nationals in Conquered Territory, 『GHQ 指令総集成』第 2 巻、223-224 頁所収。

³⁰ Basic Initial Directive to the Commander in Chief, U.S. Army Forces, Pacific, for the Administration of Civil Affairs in Those Areas of Korea Occupied by U.S. Forces, SWNCC 176/8, in: *FRUS, diplomatic papers, 1945. The British Commonwealth, the Far East*, S. 1073-1091, hier bes. S. 1080; 宮崎章「アメリカの対朝鮮政策 1941-1945」74 頁。

³¹ Anglo-Czechoslovak Relations. Memorandum by the Secretary of State for Foreign Affairs, W.P. (42) 280, 2 July 1942, PRO Cab. 66/26.

³² Memorandum by Mr. Harry L. Hopkins, Special Assistant to President Roosevelt, in: *FRUS, 1943, The British Commonwealth, Eastern Europe, the Far East*, Volume III, S. 13-18, hier bes. S. 15.

³³ HANSARD 1803-2005. URL: http://hansard.millbanksystems.com/commons/1944/dec/15/poland#S5CV0406P0_19441215_HOC_44 (最終閲覧日: 2017 年 6 月 19 日)

³⁴ Fourth plenary meeting, February 7, 1945. Matthews Minutes, in: *FRUS, Conferences at Malta and Yalta, 1945*, S. 718-721, hier bes. S. 720.

³⁵ The Adviser on Liberated Areas for the Far East (Moffat) to Caption H.L. Pence, S. 1242-1246, hier bes. S. 1244-1245.

³⁶ NF, 483-1. Cf. Watt, *op. cit.*, S. 397.

³⁷ ここには、国境変更に伴って生じると予想される住民移動の対象者は含まれていない。それもすべて合わせれば 2000 万人になるというのがイギリスの予想だった。NF, 483-1, S. 1-2.

³⁸ NF, 483-13, S. 3-4.

³⁹ NF, 1090-CAC-338, 2.

⁴⁰ NF, 481-39, S. 6-7.

⁴¹ NF, 481-58, S. 9.

⁴² NF, 1090-CAC-337, 3, S. 15.

⁴³ NF, 481-50, S. 5.

⁴⁴ NF, 481-1, S. 3.

⁴⁵ NF, 481-10, S. 1-4.

⁴⁶ NF, 1090-CAC-329, S. 11-12; NF, 1090-CAC-337, 3, S. 15.

⁴⁷ Tripartite political meeting, December 1, 1943, Bohlen Minutes, S. 600.

⁴⁸ NF, 481-10, S. 10.

⁴⁹ The Adviser on Liberated Areas for the Far East (Moffat) to Caption H.L. Pence, S. 1246.

⁵⁰ NF, 481-51, S. 9; NF, 481-54, S. 7; NF, 481-58, S. 9.

⁵¹ Watt, *op. cit.*, S. 407-410, hier bes. S. 410.

⁵² NF, 1090-CAC-337, 3, S. 6.

⁵³ Schechtman, Joseph B., *European Population Transfers 1939-1945*, New York 1946: Russell&Russell, (reissued in 1971), S. 473.

⁵⁴ 米国が全ドイツ人の移住に反対したのは、国家と民族 (Volkstum) を同一視するナチの思想がドイツ人のあいだで強まることを危惧したためでもあった。Vgl. NF, 1090-CAC-329, S. 13. 戦間期から第二次世界大戦にかけての時期は、民族自決の原則に基づく国民国家の実現が重視されると同時に、マイノリティの保護も取り入れられようとしていた時期にあたる。このことが、国民国家原理を絶対視し、望ましくない者の人権を無視して排除しようとするナチズムのような思想への反論に反映するとともに、敗戦国に民族的に帰属する者であろうとも現地に長期的に居住している場合にはその残留を認めようとする米国の発想にも影響を与えていたと考えられる。

⁵⁵ Ninth meeting of the political and territorial commission for Hungary, September 9, 1946, in: *FRUS, 1946, Volume III, Paris Peace Conference: proceedings*, S. 410-412, hier bes. S. 410.

⁵⁶ NF, 1090-CAC-337, 3, S. 6.

⁵⁷ NF, 1090-CAC-338, S. 2.

⁵⁸ Szarka, László, Die Frage der Aussiedlung der Ungarn aus der Slowakei auf der Pariser Friedenskonferenz 1946, in: Detlef Brandes / Editia Ivaničková / Jiří Pešek (Hrsg.), *Erzwungene Trennung*, Essen: Klartext, 1999, S. 245-254, hier bes. S. 248-249.

⁵⁹ NF, 742-2.

⁶⁰ Anglo-Czechoslovak Relations.

⁶¹ *FRUS, the Conference of Berlin (the Potsdam Conference) 1945*, Volume II, S. 212.

⁶² ペンスへの回答には、在留日本人の隔離が軍事的に必要とされる場合には、ギリシア＝トルコ間の住民交換とならび、米国内での日系人の収容を参考にするようにとの指摘も含まれていた。ナチ体制下の移住・収容政策が反モデルとして言及されていることは、日系人の収容に関する米国の見方を考えるうえでも興味深い。

⁶³ NF, 1411-PWC-106, S. 1.

⁶⁴ *FRUS, the Conference of Berlin (the Potsdam Conference) 1945*, Volume II, S. 1495 (XIII: Orderly Transfer of German Population); SWNCC 176/8, Part I: General and Political, 8 Prisoners of War, United Nations Nationals, Neutrals, and Other Persons, j (1), in: *FRUS, 1945, The British Commonwealth, the Far East*, Volume VI, S. 1073-1091, hier bes. S. 1080.

⁶⁵ *FRUS, the Conference of Berlin (the Potsdam Conference) 1945*, Volume II, S. 1495.

⁶⁶ SWNCC 176/8, Part I, 8, j (3), S. 1080.

⁶⁷ Convention Concerning the Exchange of Greek and Turkish Populations, in: *The American Journal of International Law*, Vol. 18, No. 2, Supplement: Official Documents (Apr., 1924), S. 84-90, hier bes. S. 84.

⁶⁸ 逆に、ナチの民族移住政策のなかでも各国との住民交換協定に基づく民族ドイツ人の呼び戻しについては正当な住民移動の条件を満たしている。米英のいう「ナチの民族移住政策」でイメージされていたのは、民族ドイツ人の帰還政策の裏面であった非ドイツ系住民の移送・追放だったと考えられる。

⁶⁹ Heinemann, Isabel, Rasse, Lebensraum, Genozid, in: Kim C. Priemel / Alexa Stiller (Hrsg.), *NMT. Die Nürnberger Militärtribunale zwischen Geschichte, Gerechtigkeit und Rechtschöpfung*, Hamburg: Hamburger Edition, 2013, S. 100-126.

⁷⁰ United Nations, Economic and Social Council, Commission on Human Rights, The Realization of Economic, Social and Cultural Rights, 1993, S. 34-39.

Resume

Bevölkerungsverschiebungen nach dem Zweiten Weltkrieg

Vertreibung der Deutschen und Repatriierung der Japaner in der US-amerikanischen Konzeption

KAWAKITA Atsuko

Der Niederlage Deutschlands und Japans folgten Bevölkerungsverschiebungen in großem Umfang in Europa und Asien. Diese werden in Deutschland als „Vertreibung“ und in Japan als „Repatriierung“ bezeichnet. Die zwei Ereignisse erscheinen zunächst stark unterschiedlich in Bezug auf den historischen Zeitraum, in dem die betroffene Bevölkerung in den Gebieten angesiedelt war und inwieweit die Siedlungsgebiete das historische Territorium des jeweiligen Staates darstellten.

Trotzdem ist auf die folgenden zwei Punkte hinzuweisen:

1. Die beiden Prozesse ereigneten sich fast gleichzeitig;
2. Die beiden Prozesse weisen Parallelen auf: Die Angehörigen der besiegten Nationen wurden inklusive der Zivilisten nach Vereinbarung der Alliierten in das Territorium umgesiedelt, das als deren „Heimatland“ betrachtet wurde.

Seit den 90er Jahren veränderte sich in Deutschland das Narrativ der Vertreibung der Deutschen aus Osteuropa deutlich. Eine der größten Änderungen ist darin zu sehen, dass diese Zwangsumsiedlung nun im Zusammenhang mit den verschiedenen anderen Bevölkerungsverschiebungen betrachtet wird, die in Osteuropa, d.h. in der Sowjetunion, in Polen, in der Tschechoslowakei, in Ungarn usw., nach dem Zweiten Weltkrieg gleichzeitig durchgeführt wurden. Indem sie in den Prozess der Umwandlung und Neukoordinierung der staatlichen und ethnischen Ordnung Nachkriegseuropas eingeordnet wird, wird die Zwangsumsiedlung der Deutschen inzwischen im Kontext der europäischen Regionalgeschichte verstanden, nachdem sie lange Zeit aus einem deutschlandzentrierten Blickwinkel als eine der größten Opfererfahrungen der Deutschen während des Zweiten Weltkriegs thematisiert worden war.

Trotz dieser Erweiterung des Horizonts der geschichtswissenschaftlichen und -kulturellen Erkenntnisse und Darstellungsmodi fehlt aber gegenwärtig noch der Versuch, die Bevölkerungsverschiebungen in Asien, die nach dem Zweiten Weltkrieg gleichzeitig stattfanden, mit der

europäischen Geschichte der Vertreibungen in Verbindung zu bringen. In der vorliegenden Arbeit wird in Anlehnung an die Untersuchung von D. Brandes und L. Watt erläutert, in welchen Beziehungen die Bevölkerungsverschiebungen in Europa und Asien nach dem Zweiten Weltkrieg standen. Dabei liegt der Schwerpunkt auf der US-amerikanischen Konzeption der Bevölkerungsverschiebungen. Thematisiert werden dabei unter anderem die Planung und Diskussion im *Special Committee for Migration and Repatriation* (SCMR) des US-amerikanischen Staatsministeriums, das seit Juni 1943 für die Vorbereitung der nach dem Krieg vorgesehenen Bevölkerungsverschiebungen in Europa und Asien zuständig war.

In der Diskussion der SCMR wurde der umzusiedelnde Personenkreis als „displaced persons“ (DPs) erfasst. Als DPs galten die Zivilisten, die sich im Zusammenhang mit dem Krieg außerhalb der Staatsgrenzen befanden. Dazu zählten nicht nur die Bevölkerungen der besiegten Nationen, sondern auch Staatsangehörige der Alliierten, wie Zwangsarbeiter und Kriegsgefangene, sowie Überlebende der Konzentrationslager usw.

Die US-Amerikanischen Fachvertreter teilten die DPs in „vorübergehende Bewohner“ einerseits, die erst nach dem Beginn des Kriegs in Gebiete außerhalb der Staatsgrenzen umgesiedelt worden waren, und „langfristige Bewohner“ andererseits ein, die schon vorher als ethnische Minderheiten dort ansässig waren. In der US-amerikanischen Konzeption hatte dabei die Planung der Umsiedlung der „vorübergehenden Bewohner“ Priorität.

Interessant ist hierbei, dass die Siedler, die im Rahmen der staatlichen Siedlungspolitik – vor allem mit Blick auf Deutschlands „Heim ins Reich“-Politik sowie Japans Siedlungspolitik in der Mandschurei – außerhalb der international anerkannten Staatsgrenzen angesiedelt waren, als „vorübergehende Bewohner“ galten und in erster Linie als Gruppe betrachtet wurden, die ins Heimatland umgesiedelt werden sollte. Während die Bevölkerungsverschiebungen der Deutschen und

Japaner sich wesentlich unterscheiden, findet man hier indes Parallelen zwischen beiden Fällen: Erweiterungsversuch ihrer Einflussphären mittels der Siedlungspolitik seit den 1930er Jahren, deren Zusammenbruch durch die Niederlage und Rücksiedlung der Siedler in das kleiner gewordene Heimatland gleich nach dem Krieg.

Aber auch hier ist ein weiterer Unterschied erkennbar. Während die japanischen Siedler fast ausschließlich japanische Staatsangehörige waren, die aus Japan umgesiedelt wurden, handelt es sich bei den deutschen Siedlern um Volksdeutsche, d.h. um diejenige Bevölkerungsgruppen, die als ethnische Minderheiten in osteuropäischen Staaten gewohnt hatten und sich im Rahmen der „Heim ins Reich“-Politik in den eroberten Gebieten Deutschlands ansiedelten. In der Diskussion innerhalb des SCMR fiel die Entscheidung schwer, wohin die Volksdeutschen umgesiedelt werden sollten. Um die DP's aus osteuropäischen Staaten in die Heimat zurückzuführen, mussten diese deutschen Siedler umgesiedelt werden. Aber es war unklar, ob die Staaten, aus denen sie ursprünglich stammten, sie wieder aufnehmen würden. Es wurde ebenfalls diskutiert, dass sie nach dem Krieg in das nach dem Krieg festzulegende neue deutsche Staatsgebiet umzusiedeln wären, was indes für die Besatzungsmächte eine schwere Last bedeutete. In diesem Sinne war die Rückführung der DP's aus verschiedenen Staaten in Europa miteinander enger verkoppelt und damit komplizierter als in Asien.

In der Zwischenkriegszeit und vor allem während des Zweiten Weltkriegs wurde begonnen, gerechte und ungerechte Bevölkerungsverschiebungen zu unterscheiden. Dabei galten der griechisch-türkische Bevölkerungsaustausch in den 1920er Jahren einerseits und die NS-Siedlungspolitik andererseits als Antipoden. Die Alliierten, vor allem die US-Amerikaner und Engländer hatten Verständnis für den Realisierungswunsch eines ethnisch homogenen Nationalstaates und betrachteten die Bevölkerungsverschiebungen als ein gültiges Mittel mit Blick auf die Stabilisierung der Regionalordnung. Dies galt aber nur, wenn Verschiebungen auf der vorherigen gegenseitigen Vereinbarung zwischen den betroffenen Länder beruhend in humaner und ordnungsgemäßer Weise durchgeführt wurden und außerdem die Umsiedlung Einzelner auf Freiwilligkeit basierte.

Diese Bedingungen wurden in den Verhandlungen und Planungen während des Zweiten Weltkriegs immer wieder erwähnt. Der Bevölkerungsaustausch zwischen Griechenland und der Türkei symbolisiert in diesem Sinne eine Form gerechter Bevölkerungsverschiebung. Demgegenüber wurde die NS-Siedlungspolitik, die als Gegenmodell fungierte, in den Nürnberger Prozessen als Kriegsverbrechen bzw. Verbrechen gegen die Menschlichkeit verurteilt.

Das Ideal der gerechten Bevölkerungsverschiebung, das während des Zweiten Weltkriegs Gestalt annahm, spiegelte sich zwar in den Klauseln des Potsdamer Abkommens bzw. der Direktive SWNCC 176/8 wider, konnte aber in der Durchführung der Bevölkerungsverschiebungen nicht in der gewünschten Form realisiert werden. Neben der Untersuchung der konzeptionellen Planung ist daran anschließend die empirische Forschung über die Durchführungsphase der Bevölkerungsverschiebungen fruchtbringend, um Abweichungen von der Konzeption sowie mögliche Anpassungen im Verlauf und deren Ursachen herauszuarbeiten.

